

令和3年2月25日

第145回 遠野市農業委員会総会議事録

第145回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年2月17日
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号
会議年月日 令和3年2月25日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第145回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第60号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第61号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第62号 農用地利用集積計画の決定について
議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第64号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経
営を行っている等の証明願について
議案第65号 令和3年度遠野市農業労賃標準額の設定について
議案第66号 遠野市農業委員会表彰規則の制定について
協議第1号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>それでは、ただいまから総会を進めてまいりますけれども、本任期中最後の総会となりますのでよろしくお祈りいたします。それでは、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を12番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第145回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。7番、新田佐悦委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告します。経過報告書をご覧くださいと思います。 2月16日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会に出席してございます。内容に関しては、県農業会議の令和3年度の事業説明でございました。 2月22日から3月12日まで、令和3年3月遠野市議会定例会が開催されて、2月22日に10時から12時までですけれども、農業委員19名の議案提案となり同意をいただいております。3月1日、2日、3日と一般質問、5日が本会議、12日が閉会となります。 2月22日、令和2年産遠野市葉たばこ生産改善共進会に出席してございます。遠野市農業委員会会長賞として賞状を授与してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>事務事業経過報告書をご覧ください。 1月27日、第1回遠野市農業委員会委員選考委員会を開催しております。 2月2日、第2回遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しております。 2月4日、農地あっせん委員会を開催しました。 2月4日、令和2年度第5回農業委員会だより編集委員会議を開催しました。 2月6日、遊休農地解消活動といたしまして、エゴマ搾油依頼とエゴマ油納品をしてきました。 2月10日、農地法等申請締切日でした。 2月15日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 2月16日、令和3年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会が開催され、事務局が出席しております。 2月18日、令和3年度いわてポラーノの会、理事会と総会が盛岡市で開催されまして、遠野市から女性農業委員、推進委員が出席しております。総会では小向委員が副会長ということで選任されております。 2月18日、令和2年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会が総会の後に開催されました。 2月19日、令和3年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議、こちらは市主催、農業委員会主催ですけれども、開催しております。 2月22日、令和2年度第11回運営委員会を開催しました。 2月25日、本日、総会を開催いたしまして、この後、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。そしてその中で遠野緑峰高校さんの活動発表がございまして。検討会終了後、第6回農業委員会だより編集会議を開催します。 2月26日以降の主な行事予定です。 2月26日、農協の生産振興共進会があります。 3月1日、退任される農地利用最適化推進委員への感謝状贈呈式、これは議案とし</p>

	<p>て、協議事項としてあるわけですが、予定しております。</p> <p>3月1日、遠野市農業委員会委員全員協議会。</p> <p>3月2日、任期満了に伴う遠野市農業委員会委員への感謝状贈呈式並びに新たに任命する遠野市農業委員会委員辞令交付式があります。その後、第146回遠野市農業委員会総会があります。その後、新任農地利用最適化推進委員への委嘱状交付式があります。</p> <p>3月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>3月10日、令和2年度個人経営の法人化に係る研修会が盛岡市であります。</p> <p>3月10日、アスト通信放送予定日です。</p> <p>3月11日、家族経営協定推進セミナーがあります。</p> <p>3月12日、岩手県農業会議の定期総会が盛岡市で開催されます。</p> <p>3月15日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>3月17日、令和2年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されます。</p> <p>3月18日、農業委員会だよりの配布日になります。</p> <p>3月23日、運営委員会が開催されまして、25日、農業委員会総会が開催されます。その後、農地利用最適化推進検討会が開催される予定です。</p> <p>3月中旬に、令和2年度第3回農政専門委員会が予定されております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>番号1番、備考欄の所有者が死亡したことによりまして、取得者が農地を取得したものであります。取得者は娘さんです。農地につきましては、青笹にある農地は貸しており、家の周りがある農地は自己管理しており、耕作しており、離れた農地については草刈り等管理しておるということであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>2ページ、3ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は9件です。</p> <p>番号1番、2番、3番、借人は同一人物で、借人の農業者年金の関係で経営移譲するために今回解約するものです。解約した後は、農地中間管理事業を通じまして借人の息子さんが借りることになっております。関連といたしまして議案第62号67番、68番、70番でこの後、審議していただきます。</p> <p>番号4番、5番、借人は同一人物ですが、ほ場の作業効率が良くないということで解約するものです。その後、そのほ場については担い手が借りる予定で、補修していくということになっております。</p>

	<p>番号6番、別の方に貸し付ける予定で解約するものです。 番号7番、期間満了により解約するものです。 番号8番、ほ場の条件があまり良くない、作付けしている作物に合っていないということで解約するものです。 番号9番、同様の内容で、ほ場の条件が作物に合っていないということで解約するものです。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
6 番 委 員	<p>4番、5番について、解約する理由がほ場の状態ということであったかと思いますが、借り受け人の方は、出ている情報では作付け方法や生産方法とかにこだわりを持って取り組んでいる方だと思いますが、その辺が理解を得られていないのか、どういふことで今回解約になったのかも一度確認させてください。</p>
事 務 局 長	<p>解約する理由は、作業効率が良くないということです。それについては双方折り合いがついて解約するということです。解約した後は4番、5番それぞれ違う方になりますけれども担い手の方が借りることで今、交渉しているところです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
6 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>4ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。 番号1番、高低差を解消するということで、盛土するものです。 番号2番、高低差を解消することで盛土するものですが、周りの農地については以前転用したところでありまして、その土地に比べて土地が低いということで、今回盛土をして平らにするというものです。 施工業者、施工時期等については記載のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め、議事録署名人に13番、鬼原壽一委員、14番、田中ナオ子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。
農地係	長	議案総括表の読み上げの前に、総括表について誤りがございましたので訂正をお願いいたします。5ページでございます。法第4条のところでは今月計1件、1,623㎡と記載してございますが、本日議案の変更がございまして、議案第64号を削除してございます。これに伴いまして法第4条の提出件数は0件ということになりますので、●●●●の1件、1,623㎡と記載してありますのを削除していただきまして、合計についても0ということでご訂正をお願いいたします。お詫びし、訂正いたします。
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。 それでは説明をお願いします。
農地係	長	第145回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計8件、28,914㎡。 利用集積、今月計78件、358,523.30㎡。 法第4条、今月計0件。 法第5条、今月計2件、4,518㎡。 適用外、今月計0件。 法第18条第6項、今月計9件、35,938㎡。 以上でございます。
議	長	【日程第2】 次に日程第2、議案第60号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明いたさせます。
農地係	長	7ページです。議案第60号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請地は組田であり耕作不便であることから、この組田を耕作している借人に貸し付けるものです。 以上1件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区担当の菊池勝です。現地確認ですが、2月15日に事務局2名、農業委員2名、推進委員2名の計6名で現地確認しました。この農地は現に作付けしている状態でして、それを借りて引き続き作付けするということなので、問題ないという判断でした。以上です。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 60 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 3】</p> <p>次に日程第 3、議案第 61 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>8 ページ、9 ページです。議案第 61 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、譲受人は長年この申請地を耕作しており、今回、譲受人が要請し売買で譲り受けるものです。</p> <p>番号 2 番、譲渡人は労力不足により耕作できないことから、売買で譲り渡すものです。</p> <p>番号 3 番、4 番、譲受人が同一人であります。譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。</p> <p>番号 5 番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、長年申請地を耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号 6 番、譲渡人は農業を廃止するため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号 7 番、譲受人は現在申請地を耕作しており、今回要請し、売買で譲り受けるものです。</p> <p>以上 7 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>2 月 15 日、月曜日でございましたけれども、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、農業委員 2 名、推進委員 2 名、事務局 2 名の合計 6 名で現地を確認いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の昆です。15 日に事務局 2 名、農業委員 1 名、推進委員 1 名、計 4 名で現地確認をしました。</p> <p>番号 2 番は、高齢化でどうにもならないということで、お隣に買ってもらったということで何ら問題ないということです。</p> <p>番号 3 番と 4 番は、●●の方で、結構場所もいいところだったので是非ほしいということで譲り受けたようです。</p> <p>番号 5 番は、ここも高齢化ということで、実家の方には誰もいないということで、管理することができないということで贈与という形でお願したようです。これも問題ございません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	農地利用最適化推進委員の昆野裕子です。2月15日午後、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名、計6名で現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで、農地は適切に管理されておりました。何ら問題ないと確認いたしました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区担当の菊池利男です。2月15日、9時40分から■■■■■■■■■■に集合しまして現地確認いたしました。事務局2名、農業委員3名、推進委員2名。事務局の報告のとおり間違いはございません。以上、報告を終わります。
議長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質問ございませんか。
9番委員	4番の件について、所有者はこれで間違いはないですか。
農地係長	お答えいたします。所有者は記載してある譲渡人で間違いございません。登記事項証明書で所有者を確認しております。
議長	よろしいですか。
9番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第4】 続きまして日程第4、議案第62号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	10ページから27ページまでです。議案第62号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。 10ページ、新規が1件。4番になります。 11ページ、すべて更新です。 12ページ、新規が3件。12番、16番、17番です。 13ページ、新規が5件。18番、19番、20番、22番、24番です。 14ページ、新規が3件。29番、30番、31番です。 15ページ、新規が3件。33番、35番、36番です。34番は所有権移転になっております。あっせん事業によるもので売買価格、所有権移転の時期は議案書記載のとおりとなっております。 16ページ、新規が2件。37番、38番です。 17ページ、3件すべてが新規の契約となっております。 18ページ、こちらも3件すべて新規の契約となっております。 19ページ、こちらも3件すべて新規の契約となっております。

		<p>20 ページ、49 番、51 番、52 番が新規の契約となっております。 21 ページ、53 番、54 番、57 番が新規の契約となっております。 22 ページ、58 番、59 番、61 番、62 番が新規の契約となっております。 23 ページ、64 番、65 番が新規の契約となっております 24 ページ、3 件すべてが新規の契約となっております 25 ページ、2 件すべてが新規の契約となっております 26 ページ、71 番、74 番、75 番が新規の契約となっております 27 ページ、76 番から 78 番まで新規の契約となっております 以上、全部で 78 件、うち所有権移転が 1 件、利用権設定の新規が 49 件、更新が 28 件という内容となっております。申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりとなっておりますのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 3 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 3 番を除く 77 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 62 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第 5】 続いて日程第 5、議案第 63 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長	<p>28 ページです。議案第 63 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請者は現在借家で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を建築しようとするものです。申請地は畑ではありますが、生活の利便性が良く、現在の住居からほど近い場所であり、これまでの生活環境に大きな変化を伴わないことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番、砂利採取を目的とした賃貸借による一時転用申請です。転用期間は 2 年間です。申請地は農業振興地域内の農用区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される 3 年以内の一時転用であり、許可できるものと思われま。砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の許可申請が岩手県に対し行われていることも確認しております。砂利採取後は土淵町及び青笹町の個人所有地から土を搬入し、農用地として復旧する計画であることも確認しております。</p> <p>以上 2 件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の菊池勝です。2 月 15 日に事務局 2 名、農業委員 2 名、推進委員 2 名で現地確認いたしました。この場所は住宅地でありまして、住宅と住宅の間の土地にあります。そこに住宅を建てるということで問題ないという判断でした。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の佐野でございます。2 月 15 日に事務局 2 名、農業委員 1 名、推進委員 3 名、計 6 名で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請どおり許可されることで問題ないと確認いたしましたことを報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 63 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 6】 続いて日程第 6、議案第 64 号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いについて」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>29 ページです。議案第 64 号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いについて、下記の者から証明願が提出されました</p>

		<p>ので、証明の可否決定を求めるものであります。議案書の右側に国税と書いているところが贈与税、県税と書いているところが不動産取得税についてであります。今回証明願が出されておりますのは受贈者について、平成30年1月1日から令和2年12月31日までの3カ年について、受贈者が引き続き農業を行っていることについて証明をするものであります。1番から22番までについてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しました。それでは、ただいま事務局から説明のあった案件について、各町単位で、引き続き農業経営を行っている等の確認を行うため、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】 続いて日程第7、議案第65号、「令和3年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>30ページです。議案第65号、令和3年度遠野市農業労賃標準額の設定についてです。令和3年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおりとするものです。次のページにA3の労賃表を綴り込んでおりますので、ご覧願いたいと思います。2月16日に機械銀行と機械の部について検討会議がありました。機械の部、人力の部、すべて含めまして、2月19日は農業委員会主催の検討会議ということで、この標準額について協議をいただいております。この2つの会議によって本日提案する令和3年度の内容になっております。</p> <p>機械の部につきましては今回見直しが2点あります。資料の方で赤い文字になっております。1点目は代かきです。税抜きで500円、税込みで550円のアップになりまして、令和3年度は6,600円という内容になっております。代かきの部分については見直していただきたいということが会議の中で話しされて、今回の内容になっております。それから、もう1点は水田薬剤散布の部分ですけれども、備考欄に無人ヘリコプターと並べてドローンという部分を追加しております。ドローンにつきましても1,100円という料金を標準にして可能だということで、示した方がいいということで、見直しとなっております。機械の部は以上2点となっております。</p> <p>それから、人力の部につきましては岩手県の最低賃金の改定が10月に変わっておりますけれども、1時間あたり3円アップとなっております。3円ですので8時間かけて24円ということで、100円単位で標準額を定めていきますけれども、昨年と同じ6,400円という範囲に収まっておりますので、人力の部につきましては昨年と同じ内容となっております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
9番委員		<p>機械の部の田植えのところで、除草剤、箱処理剤の同時散布は550円増しとありま</p>

	すが、これは両方やって 550 円増しとなるのか、それともそれぞれが 550 円増しとなるのか。
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>10 分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	会議を再開します。
事務局次長	先ほどの質問にお答えいたします。農協の営農振興課に確認いたしました。2つ一緒に 550 円でした。
議 長	9 番、綱木委員、よろしいですか。
9 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。
6 番 委 員	先ほどの説明にあったドローンを使った作業の労賃についてなのですが、1,100 円というのは、もうすでに市内でドローンを活用して作業している方たちの料金を基にした価格なのでしょうか。
事務局次長	会議の中では、機械銀行さんの中ではドローンを持っている方はいなくて市内に 2 台か 3 台という話でしたけれども、維持費の面から考えると無人ヘリコプターより安いくらいで、同じ料金を標準とするという話し合いが行われました。あと●●の例も情報としてはあったのですが、標準的なところは大体すり合わせて、幅はあるかもしれませんが標準としてということで、今回加えさせていただきます。
6 番 委 員	幅があるということですが、大体どのくらい金額がかかるのでしょうか。
事務局次長	●●の例ですが、広い面積であれば安いところは 1,000 円くらいから、高いところは 1,600 円とかです。幅があるけれども、令和 3 年度に示そうということでした。遠野市の機械銀行さんも 1,100 円ということでした。
6 番 委 員	機械銀行さんで示されたということですが、説明のとおり市内でもドローンを活用しているところがあるわけで、こちらのアンケートといいますか、どのくらいの金額であるのかということ把握してここに反映していただければいいのかなと思います。やはり人力で 1,430 円という価格があつて、確かに機械化が進んでいるとはいえ、若い方が農業をやる上でやる気に欠ける部分もあるのかと思うので、その辺ちょっとどうかという気もします。
事務局 長	今回、初めてドローンというのを挙げました。その理由は農業の中でドローンの活用がこれからあるのではということで、農業機械銀行さんと話し合った結果ドローンも挙げましょうという結果になりました。料金に関しては、これまで出していました無人ヘリコプターと同じ金額でお示したということです。これは無人ヘリコプターの費用と大差ないということで、まずは、これから出てくるドローンについてもこれを目安に挙げたということです。今後、さらにドローンを活用しての作業があるでしょうけれども、普及していく中で料金を見直していくことになると思います。

議 長	佐々木委員、よろしいですか。
6 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 65 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 8】 続いて日程第 8、議案第 66 号、「遠野市農業委員会表彰規則の制定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	32 ページです。議案第 66 号、遠野市農業委員会表彰規則の制定についてです。遠野市農業委員会表彰規則を別紙のとおり制定しようとするものです。提案理由ですが、遠野市農業委員会の農地利用最適化推進委員を表彰することに関して必要な事項を定めるために、新たに規則を制定しようとするものです。ページをめくっていただきまして規則の内容をご覧いただきたいと思えます。 第 1 条として、遠野市農業委員会の農地利用最適化推進委員として、農業振興に貢献した者に感謝状を贈呈することに関して必要な事項を定めるものとする、というものです。 第 2 条として、推進委員さんとして在職し任期満了によって退職する方に対して、再任される方を除くということで、退任される方を表彰するという内容になっております。 第 3 条、表彰は農業委員会会長が行うということです。第 3 条の 2 項に、お亡くなりになった場合も行うということで設けております。 第 4 条で、表彰内申等定めております。 第 5 条で、表彰の時期について、任期を満了する日に行うものとするとしております。必要と認めるときは、その都度行うことができるとしてしております。 第 6 条、表彰の記録について、様式等、記録していくということで、次のページ以降に載せております。 第 7 条、この規則は公布の日から施行するということで、今回 3 月 1 日の任期満了からこういった表彰の部分を行ってまいりたいということで、ご提案するものでございます。 説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 66 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【協議事項】 協議第1号、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について」、事務局から説明願います。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について、ご説明いたします。資料を、A4の1枚ものですが、ご覧いただきたいと思っております。昨年度と同じように成果と活動実績の加算額について協議をお願いするものです。</p> <p>令和2年度の上乗せ報酬（成果、活動実績加算）の支給方法については、昨年度と同様に成果実績分、この中身は遊休農地解消活動が該当していますが、資料の真ん中あたりに※1とありますけれども、農地集積からは●円、遊休農地の解消活動で●, ●●, ●●●円、内訳は評価点が9分の●×委員数×月額●●, ●●●円×●●カ月ということで、昨年度と同じ金額になりますけれども、これが成果実績分として交付されるということになっております。活動実績分は活動報告書によって委員さん1人1人、月ごとに計算がされて1年分で額が出てきますけれども、活動実績に応じた額をそのまま、ということです。成果実績分は均等で●●で割って配分し、活動実績分はそれぞれの額で、これを足し合わせたものが報酬となります。農業委員会の報酬の財源の関係で、基本報酬という部分で表の真ん中あたりに箱で囲んで●●, ●●●, ●●●●円とありますけれども、これが委員さんの基本報酬総合となります。この金額の財源として市の一般財源、これは農業委員会が新体制になる前の平成28年度時点での一般財源の額をそのまま1つの枠として、固定額として考えるということになっておりますが、その額が●, ●●●, ●●●●円になります。それから、農業委員会の交付金というのがありまして、●, ●●●, ●●●●円。それから、農地利用最適化交付金の成果実績分が先ほどの●, ●●●, ●●●●円の内●, ●●●, ●●●●円入りまして、基本報酬の●●, ●●●, ●●●●円になります。●, ●●●, ●●●●円の内基本報酬で●, ●●●, ●●●●円となりますので、残った部分の●, ●●●, ●●●●円が上乗せ報酬の財源となります。この金額を均等で割って、ということで、単純に割って●●, ●●●●円となります。それから、それぞれの活動実績で、ここの表に入っている額は予算上の額ですが●●●, ●●●●円、これを平均すると1人当たり●●, ●●●●円ですが、活動報告書を出していただいてそれから計算して出しますので、昨年度の例ですと●●, ●●●●円から●●●●, ●●●●円までの幅があるということで、それぞれの活動実績で決まります。これを足した額で、単純平均で1人当たり●●●, ●●●●円となります。ここに挙げている額というのは、予算上で最大値に近い額で予算要求しておりますので、ここが3月1日までに報告書を出していただくということでそれを取りまとめて金額が決まります。ここに示している額より少ない額になると思われま。成果実績は均等配分、活動実績はそのまま活動実績によって、ということで、この2つを足し合わせた額を4月にまとめて1回で上乗せ分としてお支払する予定としております。</p> <p>それから3番に、市長決済によります、と根拠とか手続き関係も載せておりますが、ここは昨年と同じとなります。</p> <p>以上、配分方法、昨年度と同じようにということでご提案いたします。ご協議よろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>
議 長	<p>【その他】 それでは委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
8 番 委 員	<p>昨年の総会で、農業者の農林水産物の経営強化補助金のご案内をさせていただきました。農林水産業にも適用されるということで補助金となったわけですが、一</p>

		<p>次、二次の採択がありまして、この間は二次でしたけれども、11月15日締め切りで2月2日に採択されました。この件数が一次で8万数千件、二次で63,541件でしたけれども、採択率が約89パーセント。内容的には4分の3が助成で、最大150万、その他を加えると50万プラスで150万ということです。遠野市にあてはめた場合どういったことかということでしたけれども一次申請で15件、採択中が3件、二次申請で20件、採択10件。これは全国のパーセンテージからすると非常に低いパーセンテージです。農林課とも少し話したのですけれども、なぜこういう少ない件数なのかということで一部の農家さんとも話をしましたが、ほぼ告知されていない、全然知らないという状況でありました。申請についてもかなり楽な申請でございましたので、来年度以降もしかしたらある、三次もあるという噂でしたけれども、かなり有利な内容で簡単にできるようになっていますので、引き続き注視していただければと思います。ちなみに隣の委員さんも採択を受けたようで、大変そうですけれども、ご報告をさせていただきます。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございます。 他、ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>それでは事務局から。</p>
農地係	長	<p>農業者年金加入推進については、それぞれ戸別訪問等行っていただきましてありがとうございます。今日現在、上郷町の女性の方、39歳以下の女性の方、1名加入いただいております。総会通知のご案内と一緒に加入推進の記録簿のご提出についてお願いしておりましたので、今日お持ちになっていらっしゃる方がございましたらばお帰りの際に私のところまでお届け願いたいと思います。なお、本日持参されない方につきましても記入次第ご提出いただければ、加入推進の件数にカウントされますので、まだ受付しておりますので、どうぞご提出くださるようお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>事務局、その他。</p>
事務局		<p>ありません。</p>
議	長	<p>それでは、白金英子委員さん、佐々木誠一委員さん、佐々木恵美子委員さん、今日欠席なさってございます新田佐悦委員さん、菊池清重委員さん、3年間本当にありがとうございます。お礼申し上げます。今後も農業委員会の方にご指導、ご助言をよろしくお願ひしたいと思います。本当に3年間ありがとうございました。</p>
議	長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第145回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後3時閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____